

令和7年度 第3回府中市環境審議会会議録（要旨）

令和8年1月22日（木）

午前9時30分から午前11時30分まで

府中市役所おもや2階A201会議室

■出席委員（12名）

吉田智弘委員（会長）、井上真紀委員（副会長）、澤佳成委員、市川耕作委員、佐々木宏一委員、古後康之委員、浅田多津子委員、藤間利明委員、最首希咲委員、嶋原國夫委員、松壽孝樹委員、吉武考三郎委員

■欠席委員（3名）

高田秀重委員、元山淳一委員、鈴木康子委員

■事務局

【環境政策課】柳下生活環境部環境担当参事、舟山課長補佐、田口ゼロカーボンシティ推進担当副主幹（兼）環境保全センター担当副主幹、中澤空き地・空き家対策担当副主幹、熊谷環境改善係長、谷口ゼロカーボンシティ推進担当主査、町田自然保護係長、米山、藤井、中澤

【産業振興課】時田農政担当主幹

【資源循環推進課】本間課長補佐

【公園緑地課】直井課長、江内田課長補佐、市川公園管理係長、小谷田

■傍聴者

0名

■議事

1 開 会

2 第2回府中市環境審議会のご意見と対応について

3 第3回府中市環境審議会のご意見と対応について

4 議題

(1) 府中市公園樹木管理ガイドラインについて

(2) 第3次府中市環境基本計画の進捗状況について

5 その他

6 閉 会

■配布資料

資料1 第2回府中市環境審議会のご意見と対応について

資料2 第3回府中市環境審議会のご意見と対応について

- 資料 3 府中市公園樹木等管理ガイドライン
- 資料 4 第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について（修正版）
- 資料 5－1 総合評価の結果
- 資料 5－2 第 3 次府中市環境基本計画の各指標の評価について
- 資料 6 第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について（答申）案

【事務局】

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 3 回府中市環境審議会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の熊谷です。よろしく願いいたします。

開催に先立ちまして、前回同様、委員の皆様へお願い事項がございます。これより審議・質疑を行うに当たりまして、発言される際には挙手し、会長より指名がありましたら発言をいただくようお願いいたします。

また、議事録作成の関係上、お手数ではありますが、発言される前に「〇〇です」と名前を一言いただいからお話しいただくようにご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りさせていただいております資料といたしまして、大きく 8 種類ございます。1 つ目が、次第。続きまして、資料の 1 「第 2 回府中市環境審議会のご意見と対応について」。続いて資料の 2 「第 3 回府中市環境審議会のご意見と対応について」。資料の 3 「府中市公園樹木等管理ガイドライン」の準完成版でございます。資料の 4 「第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について」。資料の 5－1 「総合評価の結果」。続きまして資料の 5－2 「第 3 次府中市環境基本計画の各指標の評価について」。最後に資料の 6 「第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について」の答申案でございます。過不足はございませんでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、欠席者のご報告をさせていただきます。本日の会議につきましては、次の方よりやむを得ない事情で欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。高田委員、鈴木委員、元山委員の 3 名でございます。また、本会議につきましては、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告させていただきます。

それでは、ここから先の進行につきましては、吉田会長、よろしく願いいたします。

【会長】

これから先は、私が議事を進行させていただきます。

審議に入る前に、委員の皆様申し上げます。本日の会議におきましては、1時30分までの予定となっております。発言は簡潔明瞭を心がけ、1人1分以内で発言いただく等、会議の時間短縮にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは初めに、傍聴について委員の皆様にお諮りしますが、府中市情報公開条例に基づき、原則公開となっております。傍聴人はいますか。

【事務局】

傍聴希望の方はおりません。

【会長】

それでは、次に進みます。次第の2「第2回府中市環境審議会のご意見と対応について」、事務局よりお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。事務局の熊谷です。

それでは、資料の1をご覧ください。前回の第2回の環境審議会の際にいただきましたご意見を基に、記載のとおり対応及び修正をさせていただきました。委員の皆様には事前に送付させていただいており、特に追加でご意見等も頂戴しておりませんので、読み上げは割愛させていただきます。また、念のためのお伝えになりますが、本資料に記載のあります資料4、資料7は前回の審議会における資料番号となっておりますので、今回お配りしております資料番号とは必ずしも同一ではありませんので、ご注意をいただけますと幸いです。

以上になります。

【会長】

ありがとうございます。「第2回府中市環境審議会のご意見と対応について」、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。ないですか。

では、次に進みます。それでは、次第3「第3回府中市環境審議会のご意見と対応について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。事務局の熊谷です。

それでは、資料の2をご覧ください。事前に皆様からいただきましたご意見を基に、資料のとおり対応及び修正をしております。詳細につきましては、議題の(2)「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について」の中でご説明させていただきます。ここで割愛させていただきます。

以上になります。

【会長】

「第3回府中市環境審議会のご意見と対応について」、事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。ないですね。

それでは、次第4「議題」に進みます。議題1「府中市公園樹木管理ガイドラインについて」、審議してまいります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、公園緑地課より説明させていただきます。

資料の3を用意いただきたいのですけれども、マーカーがあるほうで説明させていただきたいと思います。資料として皆様に公開するときにはマーカーはありませんので、一応参考としてマーカーがないものについても資料としてありますが、今回はマーカーありのほうでお配りさせていただいております。

大体10分、15分くらいで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回第3回目に出席させていただきまして、今回いただく意見としましては最後となります。今回の意見を踏まえまして完成版をいろいろ文言調整しながら、今年度中にアップしていきたいと考えております。

それでは、1ページ目から説明させていただきたいと思います。まずタイトルを仮で入れさせていただいておりますけれども、アンケートのご協力ありがとうございます。見開きの2ページ目を開いていただきますと、今回20案提示させていただきまして、7人の方からアンケートの回答をいただいております。ひとまず上位5つを黄色マーカーで塗っております。一番多かったのが「みんなの公園樹木ブック」でしたので、ひとまず仮案としてそちらを入れさせていただいております。また何か意見がございましたら、上位のところから選べればとは思っていますが、ひとまず一番多かった「みんなの公園樹木ブック」を仮案として掲載させていただいているところです。

続きまして、3ページに移りまして、こちらに挨拶文ということで改めて書かせていただいております。発行年月日が決まりましたら、黒丸のところを入れさせていただきます。

続きまして、4ページ、5ページ。5ページの第4章の2の「維持管理の手法」に、(1)ということで「樹木の基礎知識」を追加させていただいております。これはまた該当ページのと看にご説明させていただくのですけれども、新たな項目として1つ追加しております。

あと、前回ご指摘がありましたページ番号につきましても入れさせていただきます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。こちらも、前回ご指摘いただきました注の書き方につきまして、基本的には全てページの下の方に入れるようにしましたので、例えば一番最初の「緑陰」のところは「※1」というところで括弧をつけておまして、下の方で「『りょくいん』と読みます」と説明しているところになります。基本的にはこのような形でほかのところも進めております。一部違うところはございますが、基本的に注につきましては下の方で説明という形にしております。

続きまして、ページが飛びまして10ページ、11ページをお願いいたします。10ページの下の方です。注を除きますと下から2行目、「寄せられた声に対しては、まずは現地の状況等を確認し、電話やメール、または直接現地でお会い

して、できることやできないことをお伝えしながら対応しています」というところなのですけれども、前回お伝えしたところで樹木の管理委託事業者さんに中間版をお渡ししまして、ご意見をいただきたいということでお話ししましたところ、5社の方から意見をいただきまして、今読み上げたところも、この項目が「市民から寄せられている声や職員の見回りについて」という項目なのですけれども、それに対して市はどうやって対応しているのかについても少し書いたほうがいいのではないかとということで追記したところなのですが、ほかのページでもナラ枯れとかクビアカとか害虫などについての指摘がありましたので、どこだということではここでは特に明言はしないのですけれども、黄色いところの変更したところについては、十何点か樹木管理委託事業者さんから指摘いただいた内容が入っているところがございます。

特にこの右側の11ページにつきましては、倒木や落枝リスクということになるので、害虫のお話とかその辺は助言いただいて変更したところになります。

続きまして16ページ、17ページをお願いいたします。こちらは中央部分に挿絵を入れておりますけれども、17ページに新たに挿絵を入れておまして、絵の中で矢印を入れているのですが、公園の樹木が外周にいかないように、少し内側に入れているところをイメージして記載しております。

続きまして、ページが飛びまして、30ページをお願いいたします。30ページが「樹木の基礎知識」ということで、今回新たに追加したページとなります。こちらのページが、光合成とか呼吸とか、樹木の基本的な知識を得ていただきたいということで入れているものになります。30ページの下の方に写真を入れておりますが、樹木の真ん中が朽ちていても樹木としては成立するけれども、下の2行で、中が空洞になることで強度が弱まるということ、危険性が高くなるということをお示ししているところです。

続きまして、ページがまた飛びまして、42ページ、43ページをお願いいたします。「点検・診断」がこのページから始まりまして、43ページの下の写真の上のところなのですけれども、なお書きのところから「なお、樹木医による点検及び診断に当たっては、国土交通省による『都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）』や、東京都建設局による「街路樹診断等マニュアル」を参考に実施することとします」ということで、来年度からこの事業が始まるのですが、根拠となるものは国の指針と都のマニュアルを使ってやっていきますというところを明示しているところになります。

続いて次の44ページ、45ページですけれども、こちらのページが診断に関する詳細になりまして、右下で木槌による打音検査の様子とか、レジストグラフでの貫入抵抗値の測定器について、写真入りで少し説明を加えております。

続きまして46ページ、47ページをお願いいたします。こちらは先ほどの診断の続きなのですけれども、特に今回キノコ類について詳細に1ページを割きまして少し説明しているところなのですが、ベッコウタケ、コフキタケ、カワラタケの写真を載せながら、ベッコウタケの説明を加えて、警戒が必要なキノコです

というところをお伝えしているところです。

続きまして50ページ、51ページをお願いいたします。こちらは樹木委託事業者さんからご助言をいただいたところなのですが、50ページの上から4行目で環境省のホームページのリンクを付け加えたというところと、右側に「現在も有効な防除手法の開発が進められているところです」ということで、今、国とか色々な研究機関で研究が進められていますということをお助言いただきましたので、それを付け加えさせていただいたところがございます。

続きまして次の52ページ、53ページをお願いいたします。右側の53ページですけれども、前回ご指摘いただきましたインターロックの根上がりに対する対応策についても記載したほうがいいのではないかとということで、右側の写真は根上がりしているところを対処しているところなのですが、「応急的な対応として、根上がり箇所の周りを緩やかにすることで、つまずき等の予防に努めています」ということで、ひとまずどのような応急対応をしているのかを記載させていただいております。

文中、真ん中の文章で「安全対策としては」から始まる文章を追加したのですが、「安全対策としては、根上がり部分の周りを舗装して、緩やかな傾斜にする方法などがあります」ということで、応急的にはその場の対応はするのですが、根本的に直すときには新たな舗装をすとか、あとは下に書いてある根上がりしない舗装にしていくというところを記載しているところです。

続きまして次の54、55ページをお願いいたします。54ページで「緑のリサイクル」というところで、前回ご指摘がありました「落ち葉の銀行」につきまして担当の環境政策課とも相談しまして、掲載することといたしまして、こちらを載せております。

続きまして、次の56、57ページをお願いいたします。右側の57ページなのですが、前回ご指摘いただいたまちなかきららの清掃作業について、花壇活動にフォーカスしていたところなのですが、まちなかきららはもともと清掃作業として始まった経緯もございましたので、真ん中の左のかんきょう市民の会さんの写真を提供いただきまして、清掃作業についての紹介をしているところになります。

続きまして、ページが少し飛びまして、62ページ、63ページをお願いいたします。左側の62ページをご覧いただければと思いますが、(4)、ガイドラインの更新についての記載のところ、一応最後の黄色マーカー、後段部分につきましては追加したところなのですが、今後の更新について記載しているところです。現時点での知見と技術等に基づき策定したものですけれども、今後の状況によって更新していきますということをお記載させていただいております。

右側の63ページが参考文献となりまして、こちらはネットで見た場合についてはリンクが飛ぶようになっております。上側が書籍の参考資料、下側がウェブページの参考資料となります。まだ許可を取っているところのものもありますので、調整中と書かせていただいております。

次の64ページ、65ページになりますけれども、市内の公園に見られる樹木等ということで、前回あってもいいのではないかとということでご意見がございましたので、こちらを追加させていただいたところです。高木6本、中木4本、低木3種類、生け垣2本の紹介をしております。64ページの下で書かせていただいていますけれども、どういった区分なのかと、どういうところを目標の樹形にしているのか、樹高の大体の目安と、こちらは主な公園ということで、その樹木が見られますということで少し紹介させていただいて、これで行っていただけるといいなというところで書いているところです。

樹木調査自体は令和元年に行ったものなのですが、一応現地に本当にあるのかはうちの職員で見て回りまして、確かにあるということで残っているものを記載しておりますので、今後伐採の可能性はゼロではないのですが、ひとまず今年度に関しては見にいけるところになっております。できるだけ府中の情報を入れたいというところで、主な公園を入れさせていただいております。

高木としましては65ページにありますとおりケヤキ、クスノキ、次のページの66、67ページでイチョウ、コナラ、クロガネ、ネムノキまでになりまして、67ページのネムノキだけが数本しかない木になりますけれども載せさせていただいております。

68ページ、69ページが中木となります。ウメとキンモク、サルスベリとツバキを掲載させていただいております。

次の70ページ、71ページが低木類になります。低木についてはツツジ、アジサイ、ヒメシャリンバイということで、71ページのヒメシャリンバイについては昨年度から植え始めているのでまだ数はあまり多くないのですが、これから植えていきたいというところがありますので、紹介しているところであります。

最後に72ページ、73ページですけれども、こちらは生け垣として植えているものです。ベニカナメモチとカイヅカイブキについて掲載しております。

73ページが「写真のご協力」ということで、こちらにも書いておりますけれども、「当ガイドラインに掲載している写真について、多くは公園緑地課の職員によるものですが、市民の方たち（指定管理者、委託事業者の方も含む）のご協力による写真も幾つか掲載しています。次回のガイドライン改定の際には、ぜひ市民の皆様の写真も掲載させていただきたいと考えておりますので、その際はご協力をお願いします」ということで、今回初めて作るガイドラインでしたので、基本的には市のほうで写真を撮ったり、時期的にもう写真が撮れないとかというものがありましたので、アジサイとかは咲いているときにはこのガイドラインは作っていませんでしたので、今後これを改定する際には、市民の方に呼びかけをして、写真の提供を広く呼びかけて、写真が載るならガイドラインを見ようかなということで、そういったきっかけを基にこれを見ていただければなというところで、仕掛けとしてそのような仕組みにしたいということで、この「写真のご協力」を掲載しているところがあります。

続きまして74、75ページですけれども、こちらは前回索引があつたらいいうことでお話がありましたので、74ページが用語についての索引、75ページが370公園のうち掲載しているところをできるだけ偏りがないように載せたのですが、若干偏りはありますが、載せているのと、あと植物についても、言葉しか紹介していないところも含んでいるのですけれども、それも索引を作りまして並べているところです。

まだ一、二度しかチェックできていないので、3月にアップする前にはもう1、2回チェックしないと、多分数字が違ったりしているのでは、その辺はまたチェックしていこうかと思っております。あと用語についても、ほかにないのかというところはまたやっていきたいと思うのですが、ひとまずこんな感じというところでご確認いただければと思います。

最後に76ページ、77ページなのですけれども、こちら「市内の公園位置図」ということで、「位置が分かったらいいですね」というお話がありましたので、こちらに掲載しております。位置についてはまだ1回しかチェックしていないので、若干ずれているかなとか、少し違うところになるかなというところがあるかもしれませんが、そこはまた調整しているところです。

左上の「本ガイドラインで紹介した公園の位置を、1～65番の番号で表示しています」ということで、ページ番号はP76ではなくて75なのですけれども、1つ前のページの75ページの公園のところを見ていただきますと、公園名、所在地、地図番号ということで、こちらに地図番号を掲載しておりますので、こちらの番号を見ていただきまして、例えば1番の朝日町けやき公園であれば、朝日町の名前がついているので朝日町と分かると思うのですが、2番目の市川緑道と聞いて、あそこだと分かる人はなかなかいないと思います。日新町の2番と載せておりますので、地図を見ていただきますと、日新町の位置が分からなかったらもう終わりなのですけれど、日新町が分かるという方ですと、76ページの真ん中の少し下辺りに日新町があることはご承知だと思うので、2番はどこかなと探せば分かるという形で、できるだけ分かりやすく。大きな地図なので「ここね」というところまでは分からないと思いますが、「あの辺にあるのね」というところまでは分かっていただけのかなというところで、少し工夫しているのと、ご指摘いただいた76ページの地図の左下のほうです。「公園の分類」ということで、面積が分かったほうがいいのではないかというご指摘がございましたので、一応箇所数と面積。平米では書けないレベルなのでヘクタールで書かせていただいているのですけれども、街区公園ですと217か所あって28ヘクタールありますといったところを情報提供させていただいている感じです。

すみません。長々となりましたが、基本的にはこういったところを更新しておりますので、新たなところのご意見をいただきまして最終版に向けでやっていきたいと思っておりますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

「府中市公園樹木管理ガイドラインについて」、事務局から説明をいただきました。何かご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

また、審議会は11時30分終了の予定をしておりますので、10時30分頃までには次の議題2の審議を行えるよう、皆様ご協力をお願いいたします。【委員】

大変素晴らしい資料を作成いただきまして、ありがとうございます。読みたくなる資料でわくわくしてくるのですが、例えば50ページの上の図、コピーしたときに鮮明になっていないものがあるので、なるべく鮮明にさせていただいたほうが良いかなということをお願いとして1点ありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【事務局】

今の点につきましては、この著作の許可確認をしている担当者に、できれば東京都に言って原本をもらってくださいということで今お願いしているところなので、了承を得られましたら原典のものをいただいて、鮮明になるように今、手配中でございます。

【会長】

ありがとうございます。

すみません。今、著作権という話が出たのですけれども、調整中だということなのですが、こんなに使ってしまって大丈夫なのでしょうか。公的な機関でこんなに抜いてやっていくのは。これをインターネットとかウェブ上で出すときに、一部ならいいのですが、結構丸々1ページ使っているところもあると思うのですけれども、私たちはそこら辺が疎いので。私たちの分野でも出典を出していれば教育目的ではオーケーという、それでも結構グレーだということがあるのですが、こういうところでは大丈夫なのかという確認です。

【事務局】

一応それぞれ確認を取りまして、了解はほとんどいただいているところではございます。ですので、ページが多いところについても、引用については許可をいただいておりますが、このくらいでどうですかというところで改めて確認作業いたします。

【会長】

お願いします。そのほかはいかがでしょうか。

【委員】

細かいかもしれませんが、6つくらいあるのですが、9ページの上のほうのアスタリスクの2なのですが、「8つの区域」となっていて、8つの区域というのはどういうことかなと思って下を見たら、アスタリスクの2を読んでもイメージが湧かないのです。

上手く表現してもらったら良いと思うのですが。

あと、10ページ。ここの中のアスタリスク2なのですが、アスタリスク2は『ししょうし』と読みます」と言っているのなら支障枝という漢字の横に（※2）を入れて、見通しの後はまた括弧で98件、13.1%と。そのようにしたほうが良いのかなと思ったのです。

それと、13ページ。これもまた、アスタリスクばかりで恐縮なのですが、13ページのアスタリスク1はナラ枯れのことを言っていますよね。となると、アスタリスク1は伝染病のところに置いているので、その1行上の「ナラ枯れ（※1）」のほうが良いのではないですか。

それと、17ページ。一番上の写真で、フェンスで民地に越境している様子ということで、言葉としてこういう言葉を使うのかなというのは分からないのでお任せしますが、「民地側の剪定を強くせざるを得ません」と。「剪定を強くする」とあるのですが、業界用語ではそういうことになっているのですか。これは分からないのでお任せしますが。

それと、29ページの真ん中の少し下に8つの区域とせっかく書いているので、括弧して「9ページ参照」等にすると、急に8つの区域とか出てきても何のことやら分からないでしょうから、という気が少ししたということです。

それと、76、77ページの地図を見ていて、数字が丸だったり四角だったりしているのだけれども、これは何かあるのでしょうか。

【会長】

多分50以上が丸にできないのですよね。

【委員】

丸が緑地で、それで何かとか。そういうことかなと思ったのですが。

【委員】

丸囲み数字の51以上は、「囲い文字」又は外字登録で入力できます。

【委員】

そういうことですね。お任せします。

【会長】

以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。すごく有意義な指摘だったと思います。

【事務局】

基本にご指摘いただいたところは至極ごもっともだと思いますので、修正していきたいと思います。

最後の丸印のところは、私もやっていて気づいたのですが、51以上が丸にできないということで、今のご指摘があるなと思ったので、逆に全部四角にそろえてしまうほうで考えようかなと今思い直しました。現象としてはそういった状況なのではけれども、そろえたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【委員】

要望が1つと、あと意見が1つです。

内容についてはとても素晴らしいものができたなと感じています。

まず要望ですけど、表紙の緑をせりふのところで「ほっとするね 緑の府中」という、これはとても好きなキャッチコピーだと思っているのですが、もう少し目立ったほうが良いのかなと。すごく良い言葉だと思っているので。

あと、2つ目は要望なのですが、前々回の委員会でガイドラインができあがったら受託業者に見てもらおうということ江内田さんがおっしゃっていました。それについて、私はまず「え？」と思ったのです。今日の江内田さんからのご報告の中には、既にその結果が盛り込まれているということがあるので、今から言ってもしょうがないと思いますが、今後の改定等に向けて意見を言わせてもらいます。

私は、市がこういうものを作ったときに管理委託業者に見ていただくということはどうなのかなと。特定の業者に。ならば市内には、資源という言葉をあえて使わせてもらいますが、こちらに農工大の先生方がいらっしゃる。農工大という貴重な資源があります。また都立農業高校という貴重な資源があります。そちらに意見を求めても良かったのではないのかなと思います。

また、仮に業者に意見を求めるのであるならば、私が今までやってきた経験からすると、特定業者に意見を求めるのではなく、事業者団体に意見を求めるということをやって、特定業者とのつながりをあえて切ると。接触を持たないということやって参りました。その辺のことはどうなのかなと。

これが府中市の行政面の特徴なのかなと私は思ったので、唾然としているところではあるのですが、私のこれまでの知る限りでは、私が住んでいる南町の第一何とかという業者が、市との関係で色々と刑事問題になっております。それから若松町にあります府中植木というところも刑事問題になっております。数年前には入札妨害問題等も起きました。そういうこともありますので、特定業者との関係を極力排除することが望ましいのではないかと考えています。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

緑の府中を大きくは、もう少し大きな感じで良いですか。表紙にどんと載せるほどではなくて。

【委員】

表紙にぜひ載せましょう。「ほっとするね 緑の府中」という言葉をもっとみんなに知ってもらいたいなど。

【事務局】

なるほど。分かりました。ほかに載せているところも、端につつましやかに…。

【事務局】

右側の「ほっとするね」の府中市のマークはこの1セットで。

【委員】

多分、でしょうね。そう思っています。

【事務局】

委員さんの言っている趣旨は分かります。言葉がすごく良い言葉で、もう少し目立たせたほうが良いだろうという趣旨は伝わっていますので、これを扱っている部署にも確認しながら検討します。

【委員】

それこそ、バスの横っ腹に大きく載せても良いくらいの言葉だと思っています。

【事務局】

2点目の委託事業者に意見を聞くところについては、私たちの当初の思いとしては、今、受託しているところに今回聞いているところが問題かなというご指摘かと思うのですけれども。

【委員】

委託している事業ではないです。全ての業者という意味です。

【事務局】

実際にガイドラインを作って委託事業をやっていただく際に、このガイドラインも見せて、市としてはこのようなスタンスでやっているというところを理解してもらいたいというところは、「はじめに」にも書かせていただいたところなのですけれども、私たちが危惧したところは、市のガイドラインはこうだけど、実際の現場は違うからこんなのは関係ないという意見がやはり怖いというところで、ご意見をいただきたいというところだったのですが、聞き方については今後やるときには注意していく必要があるかなと思います。

【委員】

今、言ったことに対して「現場はこうだよ」ということで業者に押されてしまうということはないのですか。

【事務局】

今回はなかったです。

【委員】

今回は。だけど、そういうことがあってはいけないから、あらかじめそういうことを防止するために、特定業者に「こういうものはいかがですか」と聞くのではなくて、業者に聞くのであるならば、特定業者ではなくて業者団体でしょう。

【事務局】

そうですね。

【委員】

そういうところに聞くのが本来ではないかと私は思います。

【事務局】

分かりました。

【委員】

それは、皆さんこの言葉を言われるのは嫌でしょうけど、今までの府中市の行政の中で不適切な刑事事件として幾つかあるではないですか。私がなぜそれを言うかという、今、業務として被疑者、被告人と会ったりするような仕事をしていきますけれども、悪いやつらはうそをつくの。そういうことがあってはいけないのです。これを言うと皆さんご立腹するかもしれませんが、自治会館に行ったり、それから私用で市役所に来ると、なぜか同じような名字の方が多いですよ。だから、それがどうこうというわけではありませんけれども、極力そういう色々な疑いを晴らすことが必要だと私は思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

すみません。少し追加で、仮なのですけど、この公園樹木ブックで、府中市は緑に関わることはこんなにいっぱいあるのですと。その中の一部として、事業者の方も府中市の緑を育む上での役割を認識してもらい意味合いでも作っておりますので、先程の委員さんのおっしゃるとおり、意見聴取する聞き方については今回実際にやっているところに聞いたところはあるのですけど、聞き方については、次回その意見を参考にして我々も検討していきたいと思えます。

【委員】

いいですか。

【会長】

短くお願いします。あまりここは本質的なところではないので。

【委員】

分かりました。

【会長】

お願いします。

【委員】

その辺は、特定業者との関係は、極力というのも、ある意味絶対に避けていた方がいいと思えます。今後は事業者団体ということでやっていただきたいと思えます。

以上です。

【会長】

ご意見ありがとうございます。ここにあたりに関しては、今回初めてこのように作られて色々試行錯誤もあると思えますので、今後気をつけていただくというところで、そこでまとめていただきたいと思えます。

今は内容についての意見をいただくところなので、ほか、内容に関しては。

【委員】

今の流れとはまた別になってしまうのですが、意見を内容に関して2点ほど。まずは、これだけの膨大な量の情報をそろえていただき、ありがとうございます。

す。すごく中身の濃いものができるかと思ってきています。

1点追加できるかなと思ったものがありまして、54ページの「緑のリサイクル」の部分なのですが、この冊子は全体的に人が少ないかなと思うので、少し人の要素も加えても良いかなと思った次第です。読んでもらうためには、やはり楽しそうに色々な人がいるのが見えると良いかなと思ったので、「緑のリサイクル」の部分は結構クラフトのイベント等で楽しんでいる市民の様子等を載せてあげると、ただ生き物のためではなく、人を含めた生き物のためになっているところが見せられるのかなと思います。環境保全活動センターの皆様と浅間山公園でクラフトデーをさせていただいているものなどもございますし、ほかでもそういったイベントをされていると思いますので、そういったイベントの部分も載せてあげると良いのかなと思った次第です。そちらが1点です。

もう1点が名前についてなのですが、表紙に「みんなの公園樹木ブック」ということで載せてあるようなのですが、個人的な意見として、やはり愛称には「府中」というのが入っているのが良いかなと思いました。公園樹木管理ガイドラインみたいなものは、ほかの市区町村で結構作られていると思うのです。

ですので、「みんなの公園樹木ブック」というと結構埋もれてしまうという印象があるかなと思ったので、名前に府中と入れて、樹木に限らず緑を全体的に含めているところもあるので、「ふちゅう緑のしおり」とか、「ふちゅうの公園みどり図鑑」あたりのほうが個人的には良いかなと思った次第です。もちろん一番最初に「府中市公園樹木等管理ガイドライン」がついた上での名前になるので、「樹木」がなくなってしまうということではなく、緑として包括的に含められるということで、そちらの候補も検討しても良いかなと思いましたので、ほかの委員の皆さんにご意見をいただけたら嬉しいかなと思いました。

以上、2点です。

【会長】

今の意見に対してはどうですか。

【事務局】

イベントのところは確認しながら入れていければと思います。

タイトルのところは、どうしたものかと。

【会長】

府中に特化し過ぎているので、やはりタイトルには府中は少し入れたほうが良いかなと私も思いました。

【事務局】

そうすると、一応2ページにある投票の上位5つか、それを変えるか、組み合わせながらという感じでしょうか。

【委員】

上位5つの中と8と12に府中の名前が入っているので、このあたりでも良いのではないかなと思ったところなので、皆さんの意見をいただけると、ということでは。

【委員】

では、今の委員のお言葉に反論します。私は府中、府中と同じ言葉をあまり繰り返すのは格好良くないと思っています。行政で、この府中市何とかかんとかがガイドラインともう既に載せているので、ここであえて「府中の」と言わなくても、逆に「みんなの」のほうが浸透するかなと。親和性があるかなと少し思っています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。どうしましょう。

【委員】

私はあまり深く考えないで投票しただけですから、そういう色々な意見があるなら、ここでもう1回決を採って一番多いのを決めたらどうですか。

【会長】

そうですね。

今は単純に「府中」を入れるか、入れないかを挙手で意見を取るだけでも大分狭まるので良いかなと思うのですが、それでよろしいですか。

【副会長】

「府中市」が重なるというのであれば、最初の「府中市公園樹木等」の「公園樹木」と「みんなの公園樹木」が重なるので、あまり言い換えている感じがしないというのがあると思うのです。ですので、あまりこの辺が重なっていないもののほうが相性としては良いですよ。

【会長】

多分投票するときには、この上の「府中市公園樹木等管理ガイドライン」とつくことを想定せずに、1つだけでやる場合にはどうかと。だけど、今、並べてみると確かに「公園樹木」という単語がかぶっているというのがあるし、だから皆さんもこれを見てから色々良いのかな、悪いのかなと判断したところもあると思うので、私から提案させていただいた府中を入れるか、入れないかというところだけは。

【委員】

それもそうなのですが、もう1回、20番まであるというのとあれですけども、緑と書いてあるとか、どれが良いかと決を採っても良いのではないかと。

【会長】

それをしてしまうと色々時間がかかってしまうし、あとそれを踏まえた上でのタイトル案を考えていったほうが、もっと狭まって良いかなと思うので。では皆さんから「府中」を入れたほうが良いと思う人、手を上げていただいてもいいですか。

【委員】

6人。

【会長】

6人ですね。一応確認ですけど、では入れなくても良いという方は。

【副会長】

さすが半分……。

【会長】

難しいですね。だから、私はこのタイトルページ、先程の「ほっとするね 緑の府中」をもう少し大きくしたほうが良いのも含めて、こういうデザインだからこそ入れたほうが良い。繰り返しになりますけれども、私も「府中市公園樹木等ガイドライン」が入っているか、入っていないかという要素も大きいかなと思いますので、この表紙のレイアウト次第というところもあるかなというところですよ。

【委員】

だから、府中市公園樹木管理等ガイドラインということが、この中身ではないですか。だからこれをなくしてしまうというのは、これは何なのかとなってしまうので、「府中市公園樹木等管理ガイドライン」は必須かなと私は感じていますが。

【会長】

これが入る前提でこの名称案を考えてみるということを皆さんの共通理解の上で、この愛称を考えなくてはいけないというところですけど、いかがいたしましょうか。もう1回決を採るにしても、どうしようかなというところなのですけど。

【委員】

愛称案もインターネット検索するときにはキーワードとなるので、「府中」という言葉は入れた方が良いでしょう。「公園樹木管理」はタイトルと重複するのでしない方が良いでしょう。各委員から出された意見等を踏まえて、事務局から愛称案を再度提案して頂ければと思います。

【会長】

さて、どうしましょう。

【事務局】

そうしましたら、今回のご意見を踏まえまして、「府中」を入れるのと入れないのでもう1回。すみません。前回時間が空いてしまったので、早めにまた皆さんにメールだけ環境政策課さんにご協力を得ながら送って、来たもので事務局のほうで選ばせていただきたいと思いますので、こんな感じで収めるのはいかがでしょうか。

【会長】

よろしいですか。

【副会長】

よろしく申し上げます。

【会長】

お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

【委員】

会長、別件で良いですか。

【会長】

良いです。

【委員】

本ガイドラインの内容は素晴らしい。市職員が今後もこのガイドブック以外についてもチャレンジしてくれると、市職員の専門性がどんどん上がっていくと思います。作成して頂き、ありがとうございます。

市民への周知の仕方という意味では、インターネットだけに掲載するのか、それとも紙でも配布するのか。紙の場合、有料にするのか否かです。次のフェーズだと思いますが。私の希望としては紙でも出して欲しい。仮に無料が難しければ、有料でも良い。また、小学校及び図書館には、置いて欲しいです。

【事務局】

ほかのガイドラインもインターネットで公開しているだけで終わっているところが多いので、基本的にはそのイメージなのですが、窓口に来られた方用に何冊か用意はしておこうかなくらいは考えておりますが、特に冊子の予算を取っているわけではございませんので、今回これも紙で、プリンターで出した資料になるのですが、今のところは想定していないところです。

【事務局】

一応おっしゃるとおり学校とかには図書館に置いてくださいとか、一部こちらで出したものを置いたりするかは、そちらは学校さんとも相談しながら、できることはやっていきたいと思っています。

【委員】

今、委員から1つの手法の提案がありましたが、私はプラッツというのでしたか。市民活動センター、あそこの活動のことが大きいディスプレイにいつも出ているので、あそこにまずこういうのが出ましたと。あと本庁の総合窓口で業者の広告とかがディスプレイで載るではないですか。あそこに、こういうのが出ましたと掲載すれば広く周知できるのかなと。

インターネットでやるというのも、あれは自ら積極的に取りにいかないと出ないので、それではあまり効果はないのかなと思っています。

私が、今関わっている大学で、学食に学生向けに「振り込め詐欺の受け子になるなよ」というのが出ているのですけれども、それと同じように見たくなくても見られるという方法でディスプレイできると良いなと思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。これだけの力作なので周知していただいて、皆さんの目に留まるようにしていただきたいというご意見だったと思うので、その辺りも検討をお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

【委員】

先程の剪定の関係なのですけれども、35ページ前後に色々剪定のこと書い

であるのですが、太い枝を切った場合に、我々はよく殺菌剤を塗るのですけれども、例えばトップジンだとか、そういうゲル状のもの。そういう処理はここでは一切していないのですか。こういう樹木の管理で。いわゆる菌が入ったり枯れやすくなるのですけれども、その辺について質問してみたかったです。

【事務局】

一応トップジンとか、切ったところに塗るものについては必須とはしていないのですけれども、サクラとか剪定にあまり耐性がないものについてはやっているというところはあるんですが、ここでは色々状況が違うところで載せていないところですよ。

【委員】

業者任せですよ。

【事務局】

一応うちの管理担当とどれを切る、どれを切らないというときに、樹勢が弱っているものについては、ではこれは塗ってくださいということでやったり、という感じですよ。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

その問題をどうしようかというところは、少し検討したところではあります。今回は載せていないのですが、今後検討していきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。では、委員。

【委員】

細かいところで恐縮なのですが、11ページの※1の一番後ろで「言う」というところとか、あと17ページの下の方で、「それらを意識して、且つ」というところ、あと47ページの上の方のキノコのところの、黄色のところの一番最後の「挙げられます」とか、小学生ももし見るとしたら、今一般的になってきている平仮名表記の方が良いかなと思えました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

これは最後の校正のところをチェックしてくださいという提案ですね。ありがとうございます。

その他は。委員、お願いします。

【委員】

府中市の名木百選ですが、この樹木については、公園緑地課が剪定等に携わっているのでしょうか。どの分野で取り上げるかは定かではないのですが、それについて入っていませんか。

【事務局】

「せんてい」というのは、選ぶほうですか。それとも切るほうですか。

【委員】

保存もそうですし、剪定、整枝もそうですし、維持管理です。公園の中であるのか、ないのか。その辺もバランスはあるかと思えます。神社、仏閣等の中にもあったりするのですが、せっかく保存樹木を管理されているわけですから、それはどこにどのように載せると良いのでしょうかと思いました。

【事務局】

名木百選自体の管轄は環境政策課さんになるのですが、公園の中にも名木百選の樹木はあるので、それを切るときには少し気をつけています。

【事務局】

名木百選等の、そういったプレートがついているものがあるのですが、その剪定をするときは特にというか、求む樹形を意識してやるようにという打合せを樹木業者とはやって、剪定は気をつけています。全部丁寧にやるのですが、特に気をつけてやっています。

【委員】

市民側から見ると、名木百選の1つだなど見たりすると、それについての維持管理はどうしているのかなと結構思ったりします。ここではもうミックスした形で入ってしまったのか、名木百選の木として扱うという形には見えないので、名木百選としての項目もあつたら良いのかなと思いました。また、最後の75ページの植物のところの表なのですが、せっかくですから府中市の名木百選の場所とか、環境政策課とリンクすることがあるのですけれども、市民から見たらそれはここでは見られないのだなどになってしまうのは残念かなと思いましたので、工夫していただければと思いました。

【会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

委員さんのご意見としては、我々の公園の部署で名木百選が公園の中にもあるところを市民の方にも知っていただく形に、表記とか表現ができれば良いというご意見だと思います。

【事務局】

43ページの上から4行目ですけれども、「通常は、この現場確認の際に、剪定などで問題が解消されるのか、または問題の解決のためには伐採せざるを得ないのかの判断をして対応を図ります。ただし、支障や異常があると思われるが、サクラなど地域を代表する樹木や、地域の方から残してほしいという要望がある樹木などで健全度の判断が難しい場合などには、必要に応じて、樹木医による診断を受けることとします」ということで、木の優劣と言うと語弊があるかもしれないのですが、そういう名木百選とか、その地域のシンボルツリーになっていたりするものと、その他大勢の樹木とは少し分けて捉えていますという趣旨で書いていますので、名木百選についてはこちらの「どうかな、切ってしまうおう」

という話ではなくて、そういうときには樹木医さんの診断を入れてワンクッションかませる必要があるかなという、そういう対応をするということで趣旨としてはここに含まれてくるかなと考えています。

【委員】

では、この中に名木百選という言葉が入ったりするとよりいいのでは。

【事務局】

ここにそれを入れて違和感がないかどうかは確認しないと。いきなりそれだけ来てしまうと。

【委員】

そうですね。

【事務局】

ですので、地域で大事にしている木もそれはそれでやはり大事なので、というところで、その中に名木百選も包括されるかなというところでは考えているところなので、またその表現は考えてみたいと思います。

【委員】

では、気持ちとしてはせつかくですからそういう事業をやっている、府中市にとっては、鍵括弧にしてでも入れたほうが良いかと思いました。さっきの地域を代表するというのは市民にとっては分からないと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

【会長】

今回のガイドラインにそもそも論として府中名木百選のものを入れるか、入れないかというところになっていて、今の時点でこれを入れてしまうとかかなり大変になってしまうので、あとは締切りが決まっているからとか、そういうところで、今から追加する時間的な、労力的なものがないのであれば、次の改定のときにそういうことを検討する選択肢もあるかなと思います。

ですので、そこのあたりを今すぐには決められないかと思しますので、検討していただくということでお願いします。

【委員】

名木百選は、今はもう指定されていない。どんどん減っている状況です。その他に、保存樹木の指定があります。樹木の指定としては、名木百選と保存樹木の2種類ですか。保存樹木の指定は、環境政策課の所管ですか。

【事務局】

環境政策課の中澤です。

環境政策課の中で所管しているものとしては、おっしゃるとおり保存樹木と名木百選があるのですが、保存樹木はあくまで民間が所有している樹木で、なるべくそれを残していただきたいということで、環境政策のほうで民間の多少の維持管理費、あとは折れたときの人や物への損害が出たときの損害賠償の保険に入っているというものになりますので、ここの公園の樹木の管理とはまた別のものになるかなと。

【委員】

事務局の説明では、名木百選は公園にも数本あるとのこと。その樹木を見た人が名木百選かなと思ったときに、本ガイドラインの後ろのページに名木百選というキーワードがあれば、そのページを参照できます。私も会長と同意見で、今回は対応が間に合わないのであれば、次回改訂のときに検討して頂ければと思います。

【事務局】

名木百選につきましても、公園緑地課と相談しまして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

時間が押していますので次に進んでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【委員】

こちらの完成は年度末というところで、何か私たちにも連絡が来るような形で検討されていたりするのでしょうか。この後の周知というか。

【事務局】

一応担当に確認しまして、来年の開催は4月とかではなさそうなお話だったので、このガイドラインは3月くらいに出そうかなと思っていますので、出ましたら連絡を皆様にメールでお知らせというところでは、環境政策課の担当者には了解を取っております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

では、本当に一言だけ。ぜひ小学生、中学生くらいの方々に野外授業のような形で、特に目次の4ページの部分の1章、2章くらいのところでやってもらいたいという希望があります。以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。議題2「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について」、審議してまいります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の熊谷です。

資料4「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について（修正版）」をご覧ください。委員の皆様から事前にいただいたご意見を基に、修正した箇所を赤字で示しております。いただいたご意見につきましては、資料2「第3回府中市環境審議会のご意見と対応について」を併せてご覧いただければと思います。

資料4に関しましては、ご意見を7つ頂戴しております。主に文言等に関するご指摘をいただいた箇所につきましては、全て修正を加えております。具体的な

内容及び対応方針につきましては、資料に記載したとおりでございます。

続きまして、資料5-1「総合評価の結果」及び資料5-2「第3次府中市環境基本計画の各指標の評価について」の2枚をご覧ください。まず資料5-1は基本方針ごとに成果指標による評価を点数化し、S、A、B、Cの4段階で評価を行い、評価コメントを加筆したものになります。資料5-2は各指標の評価一覧となっております。

前後して恐縮ですが、資料5-1の赤字箇所につきましては、事前にお送りしたのから修正を加えた箇所になります。基本方針4の評価につきましては、当初A評価で送付していたのですが、誤りでありまして、指標平均が2.5のためBに修正しております。

資料の5-1「総合評価の結果」、資料の5-2「第3次府中市環境基本計画の各指標の評価について」、簡単ではございますが、説明は以上となります。

最後に資料6を続けて説明させていただきますが、資料6「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について（答申）案」をご覧ください。表面については諮問の内容が明記されており、裏面が答申の内容となっております。こちらにつきましても、皆様からいただいたご意見を基に修正を加えた箇所が赤字となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について」、事務局から説明をいただきました。何かご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

【委員】

前回も思ったのですが、この資料の4の進捗状況の報告は全般的にシンプルな画角で全体感がよく見えるので、非常に分かりやすい資料だなと思っています。その中で意見が1つと、質問を1つさせてください。

まず意見なのですが、

【委員】

1ページです。これはオール東京62だと思うので、民生家庭用、民生業務用、あと産業用と、多分数字でも全部把握されていると思うので、今年はまだ間に合わないと思いますけど、来年度以降で、市内の温室効果ガス排出量の参考として、家庭部門、業務用部門、産業用部門で小さいグラフができると、分野ごとのトレンドが分かるかなと思いました。それが意見です。

あと質問で、4ページの下「カーボンオフセット事業」のところですが、以前もお聞きしたことがあるのですが、この仕組みで、主な取組内容で、姉妹都市からクレジットを買われて、生活の中の二酸化炭素の一部を相殺したということだと思っておりますが市の取組として市が購入して、市が努力して、それで全体を減らしたという市の取組をお見せするのも良いかなと思いました。

以上です。あまり表現が良くなかったかもしれません。

【会長】

すみません。最後、市の取組として。

【委員】

市がこれだけやっているの、という姿勢を見せるといいですか、そういう記載の仕方をされるとどうかなと思いました。

【会長】

もう少し市を主体にしたい。

【委員】

主語が市になるといいかなということです。

【会長】

確かに。そのとおりだと思います。今のご意見に対して、お願いします。

【事務局】

環境政策課の谷口と申します。ご意見をいただきありがとうございます。

1つ目のご意見につきましては、資料4につきましてはあくまで指標の進捗について記載しているところなので、第2回の資料5で、温室効果ガスの排出量、市にまつわるところの各種グラフは参考資料としてお配りさせていただいているところです。そちらも会議資料としてホームページ等にも広く公開されていく形になるので、ここの資料4としての記載につきましては、あくまで資料のグラフとして記載している中で、例えばコメントの中で「分野ごとのグラフ等につきましてはこちらをご覧ください」みたいなコメントを入れるといったことはできると思いますので、そういう形で対応できればと思います。

2点目につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

【委員】

では、意見をいいですか。

【会長】

2点目に関して、カーボンオフセットの意見に対しては大丈夫ですか。よろしいですか。

【事務局】

ご意見として受け止めさせていただきます。そのあたりは何かしらできればと思います。

【委員】

資料4の4ページ下段のカーボンオフセット事業についてなのですが、ある意味見せかけ事業かなと感じているところがございます。資料4の1ページ上段、下段から見ますと、データから見ると明らかに目指すものとは違っているところになっておりますので、カーボンオフセット事業は見せかけという言葉を使いましたが、これはやりつつも本来の温室効果ガス排出量削減をもっと一生懸命やっていただきたいという意見を持っております。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。これに対して何か。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。おっしゃることも理解いたします。当然カーボンオフセット事業以外の省エネ、実質的な排出の削減も併せて取り組んでいかなければいけないと思いますし、その一環としてエコハウス設備設置事業として太陽光に普及などに取り組んでいますので、カーボンオフセットだけに頼るのではなく、バランスよく取り組んでいきたいと思っております。

【委員】

重ねて1つお尋ねします。

カーボンオフセット事業については、率直なところ、私は今見せかけという言葉を使いましたが適切でしょうか。

【事務局】

適切か、適切ではないかというのは、あくまで委員さんのご発言の趣旨があるかと思しますので、特に私からの発言は控えさせていただきます。

【委員】

今の適切かどうかという言い方よりも、正確かどうかという言い方のほうが僕は正しいと思います。適切かどうかというのは、つまり、こういうのをやって良いかどうかという趣旨だとすると、こういう府中市とか都心のほうは自分たちの中で二酸化炭素を減らそうといったって減らせないのですよね。そのためにもカーボンオフセット事業は、僕は手法としては良いと思います。

ただ、その計算が正確かというのと、これはちゃんと精査しなければいけないと思う。本来であれば、自分たちの中で減らすのだというのも1つの意見かもしれませんが、それは正直言って無理です。だって人口が増えていって都市化していくところが、その自治体の中で、自分たちだけで減らそうというのは無理なのです。だから、ここはこの手法として、僕は良いと思います。ただ1つ、それはきちんと正確に計算しなければいけないというのはあると思います。

それが私の意見です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

第3次府中市環境基本計画の43ページに、府中市のカーボンオフセット事業のコラムがあるのです。これは小中学生も活動しているので、その啓発にもなるということもあるので、適切なのではないかなという意見です。もちろん見せかけ、数字上はあるかもしれないですが。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

いいですか。二酸化炭素を皆さん悪者にしてはいますが、適正な二酸化炭素がないと困るのです。

植物は二酸化炭素を吸って酸素を出してくれているわけですが、例えばハウスの中でトマトを栽培していると、二酸化炭素量が減ったら、あえて二酸化炭素を出してしまっているのです。そういうことを皆さんは理解していないので、頭から悪者にするのもどうかと。適正な二酸化炭素量は必要なのです。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

1 ページの「市内の温室効果ガス排出量」のところはよく書かれていると思うのですが、次回から、例えば最初の温室効果ガスのところは、達成していなかったら何でかということ、「実績の評価に影響した外部要因」ということで書いて、推測も含めて明確にしたほうが良いと思うのです。

例えば、温室効果ガスの排出量だったら、「実績の評価に影響した外部要因」を見ると、これは緩やかに下がってきており、低減に寄与しているものの、結果的に上の欄のアスタリスクの産業部門の排出というか、知りませんが東芝とかどこかが調子がよくなってどんどん出しましたということで、トータル的には微増になっているのはそういうことなのです。

だから、そのように次回以降もですけど、当初の目標を達成していないことに対する言及がないので、例えば「実績の評価に影響した外部要因」で、夏季に節電要請をしたのでみんな節電した、気候要因で暖冬になってエネルギー消費が少なかったとか、どんどん少なくなるはずなのに少なくなっていないではないかと。

何でということとは人口が増えたとか、世帯数が増えたとか、そのようなこともあるので、トータルからすると世帯数が減る前提でこのようになると思ったけど、結果的には人口が増えてしまったからなったのかとか、そういう観点での悪化ではなくて、将来を推定しようと思うのに対して今年は駄目でした、来年も駄目でしたということに何らかの言及をする書き方というのですか。そういうのをしてほしいと思うのです。

【委員】

この件について実は私は事前に質問して、この資料2の7番目に私の質問と事務局さんの答えが書いてある。結局 CO₂の排出量という、これを策定した時期と色々な諸条件がやはり変わってきているので、実際の計画として少しずつこの線から上に上振りしているというか、増えているということで、2030年に向かって本当に計画を達成できますかというのは、皆さん薄々疑問に感じていらっしゃると思うのです。今もAIで電気がどんどん増えて、やっとなんか稼働するところもあるようですけれども、その中で事務局さんのほうでは、2024年では減るようなお答えですよ。

【事務局】

国全体で、トータルとしてという話です。

【委員】

私も個人的意見として、目標は目標なのだけれども、アメリカがああいう状況だし、日本だって経済発展を無視してCO₂を減らすことは多分できない。これは、ここの議論ではないかもしれないけど。これも1つの方向性としてそういう努力はするけれども、現状はよく見極めておかないと、将来はあるけど今も大事というのは私はあると思う。という一言を言いたかった。

そういうことで、色々原因はあるけれども、これは府中市だけで、単独で何かできるかという、そんなことは絶対ない。

私の色々な考えも含めて述べさせていただきました。

【委員】

先程のに続きますけれども、そういうことだと思うのです。そういうことをここに示してあげるといふか、読んでも分からないので、そのようにしてもらったら良いのではないかと思います。それと細かいことで恐縮なのですが、市内の温室効果ガスのところですけど、これは実績の評価で電気排出係数と書いていますけれども、これは電力ですよ。

【事務局】

そうですね。

【委員】

電力排出係数ですよ。それと、上の真ん中くらいの「率先してR7より導入を」は、ここは2025年と書くのでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

【委員】

そういうところですよ。だから次の2ページも結局同じなのですが、民生（家庭）用でエネルギー消費量が思ったより減ってなくて、横ばいになっていると。これについては、何でですかということ少し下に書いてある。これは、悪影響としては結果的に人口や世帯数が増えていることでこうなっているのだろうということ言っているわけですよ。各家庭の努力が足りないとか、そういうことではなくて、1人当たりとか世帯数当たりでやっているのではないので。だから、そこははっきり書いてあげたほうが良いのではないかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

一連の議論をまとめますと、まずは外部要因の欄、今回作っていただいたというのはあるので、私はこの取組自体はまず良いかと思います。まだできたばかりで、書き方などはまだきちんと整理されていないところはあると思うので、今後の課題ということで。ただ要因を上げるだけではなくて、及ぼした悪影響、もしくはプラスに働いた、マイナスに働いた影響も含めた書き方を、今後私たちがそういう面で指摘していくということでまとめたいかなと思います。

あと、別な点の指摘としては、府中市だけで何とかなるものではないと言いつつも、それは次回以降の目標を修正するかといった話にもなってくるので、修正できるところはしていただくというところでありましたが、今の段階でそこまで言うことでもない。この第3回のところでは、ありますので、今後の課題として受け取っていただく形をお願いいたします。

そのほかはいかがでしょう。

【委員】

資料6にいつてしまって構いませんか。

【会長】

良いです。

【委員】

ここで、赤字で直したところが多いのですけれども、下から3行目、4行目くらいです。「目標及び施策の強化などの見直しを行い」ということで、施策の強化は良いのですが、目標の見直しというのはやるのですね。これは、今までの流れとすると、目標は変えたほうが良いという意見はあるかと思うのですが、環境基準適合率について目標を変えるのは、本来筋が違うのではというのが私の意見です。

目標が高過ぎるから下げようとか、甘いからもう少し上げようとか、そんな意図をこれに含んでいるとすると、そうしても良い目標はあるかと思えます。ただし「水質、大気、騒音・振動の環境基準適合率」、これを変えるのは正しいことなのかな、良いのかなと思いませんか。

【委員】

ごめんなさい、もしかしたら勘違いされているのかもしれないのですが、目標及び施策の強化をやるということです。見直しという言葉が入っていますが、見直しとはつまり安易な方向に流れるということばかりではなくて、右に行くか、左に行くか、上に行くか、下に行くか分からないけれども、とにかくそれを評価し直しましょうということであって、決して安易なほうに流れるというものではないと、私は行政側というか、事務局側は書かれているのではないかと思うのですが、という意見です。

【委員】

安易ではなくても、厳しいほうにする。なぜ厳しいほうにするのか。なぜ安易なほうにするのか。例えばこの文章だけで見るとそのように読み取れますけれども、これだけを市長にお渡しするのですよね。だから、その背景にあるものというか、これを一応お聞きしておきたい。

【事務局】

お答えさせていただきます。

まず入れさせていただいている内容としましては、中間見直しという言葉を前回第2回の審議会でも申し上げたのですけれども、目標ないし内容の見直しをすちょうど中間地点が来年度になりますので、来年度に向けてそういった見直し

を行っていったほうが良いのではないかということで、こちらの言葉を事務局で入れさせていただいた次第です。その目標についてなのですけれども、当初予定していたよりも圧倒的に目標を達成してしまっているものもあれば、全然達成していないものもあるので、その整合性を取るというのをまずやるべきだろうというところがあります。

先程おっしゃられた水質、大気等の環境基準適合率について、例を挙げると水質に関しては大腸菌を項目の1つに挙げさせていただいているのですけれども、理由としまして、数値があまり良くないほうにオーバーしている状態がずっと続いている現状がございます。その理由としまして、下水処理場が域内に2つございまして、そこから出る排出水の大腸菌数が、環境基準を我々は基準にしているのですけれども、水質汚濁防止法での大腸菌のアップアの数値が乖離してしまっていて、水濁法では適合の数値だけど、環境基準では全然足りていないという状態があったりするところもございます。

ですので、府中市だけの努力ででき得るか、でき得ないのかもまた考えるべきところでもあるかと思うので、例えば大腸菌という数値を、改めてもっと水質として適切な何かの数値に変えるとか、そういう中身も変更していきたいということで記載しているところがございます。ただ、「目標及び施策の強化などの見直し」という文言については、来年度に向けて色々な変更をしていければという思いを込めて書かせていただいたという内情、という説明になります。

以上です。

【委員】

前々期に計画を定めるときに中間見直しをしましょうということになったので、見直すとは思いますが、今のご意見を踏まえて考えたときに、「目標に即した施策の強化」などにしたほうが良いのでは。要するに、目標そのものは大事な指標だから、達成できないとしたら施策をもっと色々考えていこう、そういう表現にしたら、今の意見を踏まえることができるのではないかなと思いました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

恐らくこの見直しという語句に含まれる意図を、やはり解釈の仕方が人によって違う可能性があるので、今の委員がおっしゃるように文言の表現を変えるということで。中間見直しという単語があるからそれで使っているところもあるかと思うのですけれども、今委員の方々の指摘があるのは、やはり読み方としては目標を緩くするのではないかとか、そういうのを意図しているわけではないので、少し表現を変えていただくというところで。

今、委員にご提案していただいたのは確かに良いかなと思うのですけれども、そこを少し文章だったり、内容が合うような形で若干修正してということによろしいですか。

【事務局】

そうさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

まず確認したい点ですが、中間見直しという言葉が出ていますが、この中間見直しの内容は、環境基本計画の進捗状況管理について、統計の連続性を重視するのか（4年前に作った目標値を重視するのか）、それとも、環境とか周囲の状況が変わっている現状を踏まえて、指標項目の目標値を設定し直すのかが問題となります。

現行の高い目標値を目指して、達成できない理由を考えて書くのでは意味がなく、中間見直しをするのであれば、適正な目標値に設定し直すのが良いと思います。なお、2030年まで諦めてはいけない目標値は変更せずに継続し、変更が必要な指標項目のみを検討する扱いにしてはどうか。

総合計画の後期基本計画では、パブコメを実施していますが、環境基本計画の中間見直しでも、市民の意見を可能な限り取り入れることが必要だと思うので、事務手数は増えるが、パブコメの実施も検討して欲しい。

【会長】

ありがとうございます。今のご意見に対してはいかがでしょうか。

【事務局】

事務局の熊谷と申します。ご意見をいただきましてありがとうございます。

内容の精査ないし来年度どういう意見を集めるかについても、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】

私がかかっていないのですけれども、基本計画。最初に目標を立てて、第3次でいくと。

結局この基本計画自体がどこまで変えて良いものか、先程の最初のご意見になるのですけれども、要は統計的な目標値でいくと、ころころ変えてしまうと、そもそもそのデータが前年から見直しもできなくなって意味がなくなる恐れもあるし、一方で対応できないものに対しては柔軟に変えていって、やはり環境を良くするためにそういうのは積極的に変えていくべきだという、やはり両方とも一長一短があるので、そもそもの環境基本計画はどのような仕組みになっているかという。

【委員】

この審議会は、どのような方針で進めて行くのかだと思います。初めに決めた基本方針を守って、実績値が目標値から乖離しても、乖離している理由を書いていくのか。それとも、計画は達成可能な適正な目標値に変更するのかです。計画期間の8年は長く、既に4年経過し、その間の学習効果等も出てきているので、それらを踏まえた上で、環境基本計画の見直しを行うのが良いと思います。

【会長】

変え得るとしたらやはり中間的に一度変えるのみが妥当かなと思うのですけれども、変えるにもどこまで変えるかというところで、これは次回以降の宿題になるということでしょうか。その辺は検討していただくということで、よろしくお願ひします。

【委員】

一言だけよろしいですか。

基本的にはどういう見直しをするかは将来の委員会に委ねようということですよ。これはまず押さえておくということと、あと、変えるとしてもこの目標の値も継続してグラフとして示しつつ、新たな目標がもしできてくるとしたら、それも検討して実施していくのが望ましいかなと私は思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

まさしく、そのとおりだと思います。もし変えてしまったのであれば、途中で変えたのを記録して残るようにしないと、当初決めたものから途中で変わって、変わったものだけが最後8年後に示されるとなると、やはり整合性が取れなくなる可能性があるのです、そこは注意が必要かなと。

あとは、私たち委員は全員そうだと思うのですけれども、最初から最後までいるメンバーがそんなにいるわけではないので、当初の目標や目的がどういう経緯だったかを全て理解する人は恐らくいないことに。例えば、第3次計画の策定時にいた委員に最後までいていただければもちろん嬉しいことなのですが、当初こういうことだったというのを、新規の委員もいらっしゃいますので、その時々そういう情報を出していただけるとこちらも。私も1年前か2年前からの新参加者ですので、そういうところを情報共有していただけると助かるかなと思います。

【委員】

市長への答申のことですけれど、真ん中辺りに、赤のところですが、「この市民の関心の高まりを維持・増加するための施策を求めます」というので、増加というのは数字の増加みたいな感じなので、例えば「この市民の関心を維持し、さらに高めていくための施策を求めます」とか、少し変えたらどうかなということ。これはお任せします。

それともう1つ、この答申は市長にももちろん渡すのですが、例えば、ホームページ等で市長に環境審議会でこういう答申を出したなんていうのは、こういう1枚紙でアップとかされるのですか。されるとしたら、今までもそんなことはしていないからという意見もあると思うのですが、私の意見からだけ言うと、上に書いてある基本方針1が「やや遅れが生じている」云々で、基本方針2がどうだ、基本方針3がどうだと、4はと書いたけど、これは普通の人々がぼっとアップしているのを見て、基本方針は我々は知っているのですが、分からないので、基本方針1は「脱炭素型のまちを目指します」について、括弧の遅れ。基本方針

2は「人と自然が」云々、基本方針3は「循環型のまちを目指します」とか、一応書いてくれていたほうが市長も分かりやすいのではないかなと。

ということで、それから言うとアスタリスクの赤の「基本方針5は」云々とは、この文なのですが、「基本方針5『協働・連携のための環境が整ったまちを目指します』については、分野横断的な取組」とかしたほうが、親切かなという気がしたので。これはお任せします。

【会長】

ありがとうございます。

まさしくそのとおりでと思います。確かに高まりを増加するというのは、よく考えたら日本語としておかしいですね。単純に、関心を維持・増加になるわけだから、先程委員が言われたような表現の仕方は確かにきれいですっきりするかなと思います。

もう1個の、基本方針はやはり一度示さないで、そもそも5つあるのも分からないと思いますので、どこかに出すというのは大事な事かなと思います。

まだ下のほうは空いていますし、そのように修正できますよね。

【委員】

今の市長への提案の文章で、真ん中の文章で「上記の結果から」という段落の下から3行目なのですが、「そのほか」と、これは「認定農業者数やまちなみや景観がよく」となっていて、最後に「目標以上の結果となっております」と。

これでも分からないことはないのですが、「認定農業者数や」となっていて、それがどうなっているのかが伝わらない。次の「まちなみや景観が」、ここで「よく」という文言が入っているので、認定農業者数はどうなっているのかと誤ってしまって、ここでは「認定農業者数の増加や」とか、そういう言葉を入れないと、「あれ?」、「え?」になってしまう。最後を読んだら「そうなのね」というところで、認定農業者数で切るのは分かりにくいかなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。そのように修正をお願いします。

【委員】

今先程から目標達成に向けて見直しを色々行って迅速に実行していくという話があったと思うのですが、それを具体的に迅速に実行していくに当たって、やはり特にB、Cのあたりとかは具体的に何を強化していくべきなのかを見極めていく必要があるかなと思うのです。

具体的にもう動いているところもあるようで、例えば、府中かんきょう塾に参加した人数は、周知活動に力を入れて今年度伸びているという話もあるので、それぞれの項目で、特にCに関しては、今後どこを強化していくのかも決めていくと今後につながっていくかなと思ったので、このグラフの載っている資料に今「実績の評価に影響した外部要因」というのがあると思うのですが、そこに「今後はここに力を入れる」みたいなのも入れると、目標達成に向けて具体的に動けるのかなと思った次第でした。

今回のこの文章に関係するところではないのですが、目標を達成していくために何が出来るかという、きちんと直近の評価を入れていく、強化していく目標を決めてそれも示していく必要があるのかなと思った次第なので、意見でした。

○会長 ありがとうございます。

今のご意見を整理すると、資料の4の「実績の評価に影響した外部要因」に、BやCであったものに対するところに、今後の改善策や取組などをきちんと書いておくということでしょうか。

【委員】

そうするとBがBのまま、CがCのままではなく、CがBに上がっていくほうに動けるのかなと。具体的に実行が目に見えて分かって、目標達成に近づけていけるのかなと思いました。

【会長】

そのあたりは加えることは可能でしょうか。やはり先程も言いましたけど、これをまとめる段階に来ているところで、どこまで事務局が対応できるかというところもあると思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

【事務局】

関係部署が様々ございますのでそちらと確認しまして、入れられるところ、入れられないところはあると思うので、入れられる部分については入れる、入れられない部分については、申し訳ございません、次回以降ということでご了承いただければと思います。

【事務局】

1点よろしいですか。今の意見を反映させる場所としまして、資料の5-1の「総合評価の結果」なのですけれども、こちらはそれぞれの施策についても外部要因について記載させていただいております、2ページになるかもしれないのですが、例えばこういった中にいただいたご意見をまとめて記載していくと見やすいかなと思います。この辺は調節させていただいて、分かりやすい方向で入れていければと思います。

以上です。

【会長】

以前の会議でここにそういうのを入れていくという話を確かされていて、入れていただいたのですよね。

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

委員の皆様、ご意見をいただきありがとうございます。ただいまいただきましたご意見の反映につきましては、会長と副会長に一任いただき、事務局と最終調整を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

それでは、本日の議題については以上となります。次に3「その他」ですが、事務局からお願いいたします。

【事務局】

事務局の熊谷です。

本年度の審議会は、本日の第3回をもちまして終了となります。また、来年度の日程調整などにつきましては、後日案内をお送りさせていただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。来年度につきましては、計4回の開催を予定しておりますので、その日程等々につきましてまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様から、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。最後に言っておきたいこととか、何か今後に向けてありましたら。

【委員】

いいですか。すごくこだわっていることがありまして、光害について何か審議していただきたい、なんて思っています。

農工大の先生方の中で研究されている方もいらっしゃるかもしれませんが、私が長年取り組んでいることなので、計画とはまた違いますけれども、府中の環境に載っている事項でもございますので、何らかの形で載せていただければなと思っている次第です。ご意見を皆さんで戦わせていただけると嬉しいと思います。

以上です。

【委員】

水循環基本法を内閣府が作りましたが、それにのっとった水環境について、府中と水環境についてはかなり薄い状況だとこれまでの計画では見受けられたので、もう少し掘り下げて、来年度の4回の中で、さらにはひょっとしたら第4次の計画づくりに向けて、せっかく高田先生も委員に入っていたりしているので、項目を充実できたら良いのではないかと思った次第です。

あと、もう1点ありました。落ち葉の銀行は来年度も進めるということで、せんだって図書館事業で農工大の田中准教授からお話がありました。土壌がCO₂を吸収するという勉強をさせていただきました。それを測定するのは大変難しいのだと思うのですが、農地が宅地化してしまっている状況で、どんどん地面のむき出しがなくなってきた状況で、こういうところのCO₂削減につながる方法があるのであれば教えていただき、農地との関係性も非常に大きく取り上げる必要があるのではないかと思った次第です。

感想で、次につなげたいという意見です。

【委員】

言い足りなかったことがあるので、なぜかというのだけ言わせていただければ。

【会長】

端的にお願いいたします。

【委員】

府中基地跡地が今後大幅に変わっていきます。運動施設等ができるということも、色々な施設等ができると聞いております。そうなりますと、光害の問題等が当然審議されなければならないこととなりますので、ぜひ来年度は入れていただきたいと思っています。

以上です。

【委員】

その関係でいいですか。以前も申し上げたかもしれないのですが、緑の府中という割には、私の地域でも毎年何十件も建売りができています。そういった中で、最近の建売りはほとんど庭木1本植わっていないのです。例えば、最低庭木1本は植えることとか、そのような条例を作ってもらいたいというのを市議会議員にも何回か話していることはあるのですが、そういったことで、いわゆる土は残るし、植物は冬に枯れれば二酸化炭素とか酸素も出してもらえないですが、常緑樹であれば大分違うのではないのかなということ、これは縦割りの行政だから色々と皆さん職員だけではなかなか動きは取れないのかもしれないですけど、建築関係でしょうか。そういった部門に働きかけて協力したほうが良いのではないかなと私は思っています。

以上、参考までに。

【委員】

資料3の8ページの一番下、※印の1にその旨が書いてありますよね。「戸建て住宅の開発やマンションなどを造る場合に一定の割合で樹木等を配置してもらうこと」。

【委員】

現状だと、市の条例だと300平米でしたか。500平米以上でないとそういう義務がないということです。

【事務局】

府中市にはまちづくり条例がございまして、その中で宅地分譲であれば、一戸建てはまとまって建つ宅地分譲であれば、500平米以上の開発行為といわれているものに関しては、敷地の中を緑化することについて我々が指導する仕組みを持っております。中高層建築物も戸数、すみません、今正確に数値が言えないのですが、マンションでも一定の大きさ以上のものについては、敷地の中の緑地がある程度、何%、10%の宅内緑化をする形での指導をするように、まちづくり条例の中での仕組みが今できているところでございます。

それは、8ページの下の方に載せさせていただいております。

【委員】

これは500平米以上ではないですか。

【事務局】

一戸建てがあって道路が中に入るような宅地分譲だと、500平米以上の開発行為というものに対しての対象に。

【委員】

100平米、150平米なんていう小さいものだと対象ではないのです。

【委員】

1回言わせてもらいます。うちの周りも、今まで1軒だったものに大体3軒建っています。それで木を植えろと言っても無理です。今の若い人は、土地も高くなって家を建てるのも。

【委員】

でも駐車場を置くような、車置くようなスペースは確保しているのですよね。

【副会長】

意見をいいでしょうか。委員の戸建てのお話は毎回伺っておりますけど、うちも割と小さな家です。先程おっしゃったように、基本的にはそういう家を買う人たちは、共働きがほとんどだと思います。そうしたときに、空いたスペースの雑草の管理などを行っている暇はないのです。もしそれを府中市が条例でやるとしたら、若い夫婦は本当に家を買えなくなります。そういうことは、余力がある人たちが余力がある場所でやっていただいて、それを他人に強要するような発言は、こういった場では今後は控えていただきたいと思います。

【委員】

私もそう思います。無理です。

【会長】

確かに緑には関係するかもしれませんが、私たちの会議の趣旨と外れますので、ご意見としては事務局に受け取っていただけますけれども、あとは今の副会長がおっしゃるのように、私たちも委員の立場として、これは議事録が残ったりしますので、そこら辺の内容に注意しながら、していただくのが良いかなと思います。

【事務局】

すみません。公園緑地課なのですけれども、ガイドラインの愛称に関して最後にと言った話なのですけれども、また皆様に改めてお送りしたいとは思いますが、もし委員の皆様でこの名前はというのがあれば、来週私たちは案を考えようかと思っておりますので、いただいた案は事務局案の1つとして、誰々委員さんという色々な付度がありますので、匿名として、事務局案として出させていただきますので、来週中までにいただければ、その中に1案、2案入れることは可能ですので、もし何かお考えがあれば入れていただければと思います。ひとまず「ふちゅう」がついているものを10個、それ以外のものを10個ということで考えたいと思います。

【委員】

10個……。

【事務局】

再来週に皆様に送らせていただきます。今AIがありますので、AIに「考え

て」と。

【副会長】

今あるものベースで良いのかなとは思いますが。

【事務局】

また数は考えます。皆さんご協力よろしくお願ひします。再来週にお送りさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

それでは、これにて本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——